令和3年9月 富士宮市教育委員会定例会 議事録

- 1 日時 令和3年9月8日(水) 午後1時25分~午後2時40分
- 2 場所 721会議室
- 3 出席者 教育長、教育委員及び説明のための事務局職員
- 4 日程
- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 教育長報告
- 第3 教職員のワクチン接種について
- 第4 議第31号 令和3年度9月補正予算について
- 第5 議第32号 令和2年度歳入歳出決算について
- 第6 議第33号 富士宮市立学校教育職員の業務量の管理等に関する規則制定について
- 5 会議内容
- 第1 会議録署名委員の指名について

第2 教育長報告

・第2回総合教育会議の協議事項

12月に第2回の総合教育会議が予定されていますが、第1回の総合教育会議の際に井之頭小学校でICT教育の現状を視察していただきましたので、第2回総合教育会議ではICT教育の今後の在り方、これから進むべき教育委員会の方向性について、市長と協議したいと考えています。現時点で、井之頭小学校や北山小学校でのリモートの授業ですとか、それから給食センターとの連携で情報を保護者へ知らせていくような、様々な情報について研究していただいていますので、その実践を基にした議論を予定しています。それ以外に話し合って欲しい議題が委員の皆様からございましたら、事務局までご連絡ください。

・小中学校における新型コロナウイルスの状況

次に、新型コロナウイルスについて、学校の状況を一覧表でお配りしました。様式の中で、今まで発熱等の症状のある数を表記していたところを、少しフィルターを広げて、風邪の症状等の数で学校に集計を依頼しました。

それから、徐々に落ち着いてきているかと思いますけれども、不安で出席停止の要望のある子の数について、現状を把握できるよう、特出しで集計していただくように改善いたしました。

また、この後、学校で新型コロナウイルス感染症が発生した場合について、児童クラブで発生した案件がフロー図の中になかったので、それを追加したということ、それから文部科学省から学校を休業する際の基準が示されましたので、それに対応した形でフロー図を修正しました。これについては、後ほど学校教育課長のほうから説明をさせていただきますので、よろしくお願いします。また、9月10日に教職員のワクチン接種が始まりますので、それについても学校教育課長から

説明させていただきます。

• その他

その他になります。登用関係ですけれども、今年は、大富士中学校、富士宮第三中学校、西富士中学校、芝川中学校、大富士小学校の5名の校長先生が退職です。それから、富士見小学校の教頭先生が退職になりますので、合計6名の管理職の方が変わります。これ以外に富士市、沼津市から校長先生で見えておられる方が1名ずついますので、これは今後、富士市、沼津市との調整の中で、2年経ちましたので戻る形になります。まだ確定ではありませんが、詳しい状況が決まりましたら、今後の定例教育委員会でお話ししたいと思います。

第3 教職員のワクチン接種について

(教育長)

次に、「日程第3、教職員のワクチン接種について」、事務局から説明を求めます。

(学校教育課)

現在、富士宮市では新型コロナウイルスのワクチン接種について、段階的に予約時期を早めて対応しているところですが、デルタ株の拡大に伴い、子どもたちの間にも感染が広がっています。子どもと接する教職員は不安を抱えながら業務に当たっていましたが、このたび、市P連や市校長会、教職員組合、それから市議会から早期接種の要望書の提出も後押しとなりまして、教職員のためのワクチンを確保できる見通しとなりました。

そこで、接種対象者を富士宮市に住民票がある教職員で、10月以降に接種予定をしている方や、 予約がまだ取れていない方を対象としまして実施する運びとなりました。学校には希望調査を取り まして、希望する 217 人全てが接種できる見込みとなりました。日時は、副反応も考慮しまして、 金曜日の勤務時間終了後ということで設定をしました。1回目が今週の金曜日、9月10日です。2 回目が3週間後の10月1日ということで、時間が18時から21時まで、場所はパテオンで実施する予定となっております。以上、御報告させていただきます。

(教育長)

以上で事務局からの説明は終わりましたが、この際御質問等ありましたらお願いします。よろしいですか。

(「なし」の声)

(教育長)

それでは、ないようですので、質問を終わります。

第4 議第31号 令和3年度9月補正予算について (教育長)

それでは、議案の審議に入ります。

「日程第4、議第31号 令和3年度9月補正予算について」を議題とします。事務局から提案

理由の説明を求めます。

(教育総務課)

議第31号 令和3年度9月補正予算について説明させていただきます。

それでは、お手元の令和3年度9月補正予算の1ページを御覧ください。歳入補正額につきましては、下段の合計額の欄になります。補正額は2,568万円の増額となります。

続いて、2 ページを御覧ください。こちらも下段になります。歳出補正額は3 億7,428 万1,000 円となります。このうち教育費につきましては7,519 万2,000 円の増額となります。

補正の概要につきまして、各課別に説明を申し上げます。最初に、教育総務課です。3ページです。歳入、大宮小学校校舎及び富士根南小学校教室棟兼屋外トイレ改修工事に伴う国庫補助金といたしまして、15 款国庫支出金 3,349 万 6,000 円の増額となります。また、これにより市債につきましては 910 万円の減額となります。

歳出です。2款総務費につきましては、学校施設の整備のための基金積立てとして3億円の増額となります。10款教育費、小学校の学校管理費は2,316万5,000円の増額です。これは、学校施設の修繕料等になります。中学校につきましても同様に1,410万円の増額となります。

次に、学校教育課です。歳入です。19 款繰入金36万円の増額です。これは、山下サダ育英奨学金について、奨学生の予定人数が増員したことによる基金の取崩しによります。

2 款総務費の都市提携費は 91 万 1,000 円の減額となります。これは、近江八幡市、富士宮市児 童交歓会事業の中止によるものです。

教育総務費では、教職員海外研修の中止など 180 万 3,000 円の減額です。

小学校費は、GIGAスクール端末用回線の増設、体育館への無線LAN設置及びルーターの設定変更の実施により 454 万 3,000 円の増額となります。中学校費は、同様に 406 万 6,000 円の増額です。

次に、社会教育課の歳出です。社会教育費の公民館費につきましては、公民館の修繕料の追加により 260 万 6,000 円の増額です。

文化課になります。文化振興費では、文化財保存管理事業 1,460 万円の増額など合計で 1,722 万 8,000 円の増額となります。

スポーツ振興課の歳入です。スペイン空手競技団の事前合宿の際の感染症対策交付金として県支 出金92万4,000円の増額です。

柚野小学校と富士根南中学校の夜間照明の修繕及び山宮スポーツ公園内喫煙所へのパーティション設置修繕により、体育施設費 427 万 8,000 円の増額です。

学校給食センターです。学校給食費の完全公会計化検証作業に伴う会計年度任用職員の追加雇用のため 73 万 6,000 円の増額です。

中央図書館です。書庫の空調等の修繕及び図書の購入のため、図書館費 627 万 3,000 円の増額です。

以上、議第31号 令和3年度9月補正予算についての大要であります。よろしく御審議のほどお願いをいたします。

(教育長)

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたらお願いします。

(教育委員)

教育総務課、歳出ですが、財産管理費、基金の積立が3億円増額と説明がございましたけれども、 学校施設の設備に充てる基金として考えていらっしゃるということですが、具体的にどういったこ とを考えていますでしょうか。

(教育総務課)

こちらにつきましては、一般会計で余裕があるときに、学校施設がそれぞれ改修等に予算が必要ということで積立をしているものでございます。最近では、平成 30 年にエアコンの設置工事ということで 9 億 7,000 万円程度取り崩して使っておりまして、今後出てくる学校の老朽化等に対する対策ですとか、安全面についての予備費として扱うというような形で、少しでも預金がある間に基金として貯めておこうとするものです。

(教育委員)

今と同じで、基金そのものは前からあって、それに充当という形で、予算の余裕があるときに積 み立てるということですか。

(教育総務課)

おっしゃるとおりでございます。今後ともできるときには貯めていきたいと考えております。

(教育長)

ほかにはどうでしょうか。

(教育委員)

学校教育課の中で山下サダ育英奨学金、今回基金の取崩しによって奨学生の増加ということなのですけれども、今後、増え続けた場合の奨学金の維持継続がどのような状況になってくるかというところが1点。

近江八幡市との交流、小学生が対象で毎年やられているということで、2年ほど中止になっている状況なのですけれども、交流を深めるためにオンラインでの方法が今後検討されるのかどうか、その点について聞きたいと思います。

(学校教育課)

まず、山下サダ育英奨学金についてですけれども、年間約 10 名として換算したときに 120 万円かかります。今年度のように年度によっては増員ということで、今回は 3 人多くて 13 名になりますけれども、毎年 10 名でいく場合には約 17 年間継続という見通しになっております。

続きまして、近江八幡市の夫婦都市の児童交歓会についてですけれども、これにつきましては昨年度、今年度中止ということになっておりますけれども、順番としては、昨年度、今年度とも近江八幡市が受け入れることになっております。こちらの働きかけとしては、交流ということは大事ですので、リモートではというようなことでお諮りをしたところ、関西圏で非常に感染拡大が心配されているというような状況で、リモートといっても人を集めなければならないので、今年度は見送

りということでお返事をいただきました。しかしながら、実際行き来できれば一番ですけれども、 難しいような場合にはリモートで、双方の感染状況が落ち着いている状況が今後あれば、できる限 りの交流を今後とも図っていきたいと思っています。

(教育長)

ほかにはどうでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声)

(教育長)

それでは、質疑なしと認めます。

質疑が終了しましたので、議第 31 号について採決をします。本案は原案のとおりで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(教育長)

御異議なしと認めます。よって、議第31号は原案のとおり可決されました。

第5 議第32号 令和2年度歳入歳出決算について

(教育長)

次に、「日程第5、議第32号 令和2年度歳入歳出決算について」を議題とします。事務局から 提案理由の説明を求めます。

(教育総務課)

それでは、議第32号 令和2年度歳入歳出決算について、総括的にその概要を説明申し上げます。

一般会計の歳入歳出決算書の5ページ、6ページを御覧ください。歳入決算額につきましては下段になります。予算現額649億5,701万3,865円、収入済額636億3,388万5,547円となります。次に、歳入歳出決算額につきましては、9ページ、10ページをお願いいたします。こちらも下段になります。歳出決算額は、予算現額649億5,701万3,865円、支出済額614億9,358万5,342円、執行率は95%となります。

教育費の歳出決算額については中段になります。予算現額 59 億 6,075 万 3,000 円、支出済額 54 億 1,030 万 3,282 円、執行率は 91%です。この執行率 91%でありますが、翌年度繰越額 2 億 6,826 万 8,000 円を加えて計算いたしますと、執行率 95%となります。繰越額の内訳は、井之頭中学校校舎耐震補強工事 1 億 5,259 万円、新型コロナウイルス感染症対策事業 3,720 万円、そのほか白糸の滝整備計画策定及び整備工事 5,922 万円などがございます。いずれにつきましても、年度内完了が困難であったための繰り越しとなります。

以上が本決算の概要であります。詳細につきましては、お手元の議案及び資料にて御確認をお願いいたします。よろしく御審議のほどお願いいたします。

(教育長)

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたらお願いします。

(教育委員)

今説明がございましたけれども、繰越しについてはやむを得ない繰越しだったのかと思います。 不用額の2億8,200万強についてはどういった内容だったのでしょうか。

(教育総務課)

こちらは、主に学校施設の長寿命化工事になります。予算、設計、あとは入札の率がございますので、入札差金が主なものだと考えております。

(教育長)

ほかにはどうでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声)

(教育長)

それでは、質疑なしと認めます。

質疑が終了しましたので、議第 32 号について採決をいたします。本案は原案のとおりで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(教育長)

御異議なしと認めます。よって、議第32号は原案のとおり可決されました。

第6 議第33号 富士宮市立学校教育職員の業務量の管理等に関する規則制定について (教育長)

次に、「日程第6、議第33号 富士宮市立学校教育職員の業務量の管理等に関する規則制定について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

(学校教育課)

それでは、私から富士宮市立学校教育職員の業務量の管理等に関する規則制定について御説明いたします。

7月の教育委員会において、既に概要については御報告させていただいているところです。本案は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条及び公立学校の教育職員の業務量の適切な管理、その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針に基づき、教育職員の健康及び福祉の確保を図るた

め、富士宮市立学校の教育職員の業務量について規定で定めるものです。

内容としましては、教育職員の在校時間から所定の勤務時間を除いた時間の上限を月 45 時間、年 360 時間と定め、児童生徒等に係る突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合は、特例として上限を定めたものです。こうした動きの背景としましては、勤務時間の上限に関する方針を法的根拠のある市の教育委員会規則で定めることで、働き方改革、教職員の意識改革をより推進させることになります。

なお、本案は8月の例規審査委員会で審議済みでございます。以上、よろしく御決定をお願いい たします。

(教育長)

説明は終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたらお願いします。

(教育委員)

第2条第2項の通常予見することのできない業務量の大幅な増加、また一時的、突発的な事態などが明記されていますけれども、具体的にはどういうことですか。例えば新型コロナウイルス対策で休校に伴う先生方の業務が増えた場合などはこの事例に当たりますでしょうか。

(学校教育課)

突発的な業務に関しましては、例えばということで例を挙げるとしたならば、学校等での事故等が生じて対応が求められる場合、あるいはいじめや学級崩壊等の指導上の重大事態が発生し、児童生徒に深刻な影響が生じている、あるいは生じるおそれがある場合などを想定しているということでございます。

先ほどの委員の御質問にあります新型コロナウイルスの対応については、それぞれ今そうなったときにどのように対応するかということを準備しているところでございますので、その範疇の中で対応できることについては業務内というようなことで、それ以上の何か予想外のことが発生したときには突発的というところで判断をしていくことになるかと思います。

(教育長)

ほかにはどうですか。よろしいですか。

(「なし」の声)

(教育長)

それでは、質疑なしと認めます。

質疑が終了しましたので、議第 33 号について採決をします。本案は原案のとおりで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(教育長)

御異議なしと認めます。よって、議第33号は原案のとおり可決されました。以上で本日の定例会に付議された議案の審議は全て終了しました。